■ 労働政策フォーラム
若者は社会を変えるか　～新しい生き方・働き方を考える～

若者の新しい働き方～協同労働の実践～

平成２４年６月３０日
ワーカーズコープ・センター事業団
神奈川事業本部　髙成田健

1、ワーカーズコープ・協同労働とは

協同労働による仕事の創造と
社会貢献が目的

私たちの
雇用されない働き方

協同労働による「仕事おこし・まちづくり」の協同組合

定義　～協同労働の協同組合とは

協同労働の協同組合とは、働く人々・市民が、みんなで出資 し、民主的に経営し、責任を分かちあって、人と地域に役立つ仕事をおこす協同組合です。

協同労働とは、働く人どうしが協同し、利用する人と協同し、地域に協同を広げる労働のことです。

ミッション　～協同労働の協同組合がめざすもの

協同労働の協同組合は、

人のいのちとくらし、人間らしい労働を、最高の価値とします。

協同労働を通じて「よい仕事」を実現します。

働く人びと・市民が主人公となる「新しい事業体」をつくります。

すべての人びとが協同し、共に生きる「新しい福祉社会」を築きます。

（１－１）失業対策事業からの立ち上げ

- 戦後失業者が大量に溢れ、雇用がなかったとき、国が直接失業者を雇い、道路整備など公共事業を行っていた。（失業対策事業）
- その後高度成長期に伴い、国が直接雇用する必要がないと失業対策事業が打ち切られるなか、地域での中高年の働く場所を自分たち自身でつなげようと事業団運動が全国各地で生まれる。
- 「よい仕事」「民主的改革」を掲げて、モデルとなる事業団を作ろうとセンター事業団が生まれる。
- 病院清掃、生協物流事業を多く受託し、高齢者、障害者、若者等が就労する。

（１－２）労働者協同組合の概略

- 1844年　ｲｷﾞﾘｽﾛｯﾁﾃﾞｰﾙ世界初の協同組合。
- 1895年　国際協同組合同盟（92ヶ国230組織8億人）
- 1900年　労働者協同組合委員会（39ヶ国57組織）

※ｲﾀﾘｱのﾚｶﾞ、ｽﾍﾟｲﾝのﾓﾝﾄﾞﾗｺﾞﾝでの先進的実践

- 1987年～　センター事業団設立、全国事業所拡大
- 1995年～　高齢者協同組合設立、地域福祉事業開始
- 2002年～　「協同労働の協同組合」法制化運動開始
- 2004年～　指定管理者として公共サービスを担う

※連合会全体で270億、5万人就労

（１－３）ﾜｰｶｰｽﾞｺｰﾌﾟ「７つの原則」「３つの協同」

- 第1原則・・・働く人びと・市民が、仕事をおこし、よい仕事を発展させます。
- 第2原則・・・すべての組合員の参加で経営を進め、発展させます。
- 第3原則・・・「まちづくり」の事業と活動を発展させます。
- 第4原則・・・「自立と協同と愛」の人間に成長し、協同の文化を広げます。
- 第5原則・・・地域・全国で連帯し、協同労働の協同組合を強めます。
- 第6原則・・・「非営利・協同」のネットワークを広げます。
- 第7原則・・・世界の人びとと連帯して「共生と協同」の社会をめざします。

2、協同労働による就労支援の実践

基金訓練講座

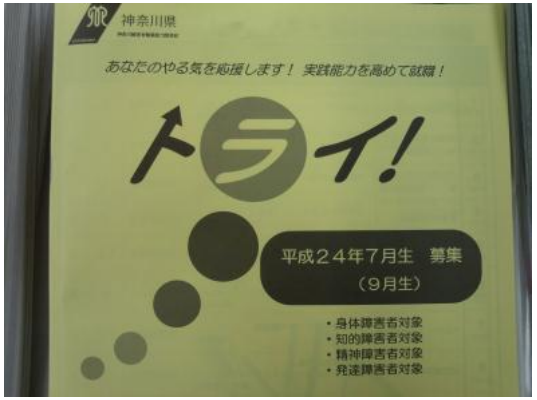

障害者職業訓練

まちづくりサポーター講座

受講生による仕事おこし

地域の方と共に仕事おこし

（２－１）ワーカーズコープ就労支援の取り組み

①失業者の職業訓練

・デュアルシステム（実習付職業訓練）

・基金訓練（給付金付き職業訓練）

②障害者の職業訓練

・ホームヘルパー養成講座

・清掃技術養成講座

③生活保護受給者支援

・アスポート（職業訓練付生活相談）

・パーソナルサポート（伴奏型ワンストップサービス）

④若者就労支援

・若者サポートステーション

※一人ひとりと向きあい、居場所を作り、仲間で支援する。

（２－２）神奈川県内における取り組み

①基金訓練講座（県内５教室、１２９名受講）

・実践演習・社会的事業者ｺｰｽ→３つの仕事おこし

②ﾍﾙﾊﾟｰ養成講座（泉、平塚教室）１つの仕事おこし

③県障害者職業訓練講座トライ（精神障害者）

・８名／１３名が実習先等に就労。修了生の会。

④若者ｻﾎﾟｰﾄｽﾃｰｼｮﾝ（横浜・川崎・相模原）との連携

・実習の受け入れ～組合員就労→３名が就労

・サテライト（湘南サポステ）→１０名が就労

清掃、緑化・剪定、農業など就労体験～就労へ

⑤Ｋ２ｲﾝﾀｰﾅｼｮﾅﾙ、寿ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ（ﾎｰﾑﾚｽ支援）との連携

・清掃講座の共催（労協が技術講習を担当）

①事例１（Hさん　３８歳　男性）

当初母親に連れてこられ、まったく話せない状態。働いた経験もまったくなかったが、キレイ好きでサテライトの清掃体験に２１回参加し、サーファー施設で清掃を毎日早朝より働く。

②事例２（Kさん　３６歳　男性）

サテライトに４０回参加し就労への意欲を高めるも、ハローワークでは応募できず。発達障害があると思われるも手帳はない。３回のジョブトレーニングを経て、１人現場で週に２日、朝８～１０時働く。

③事例３（Iさん　32歳　男性）

以前も障害児関係で働くも、責任者を担い、負担が重く働けなくなる。協同労働を通じて安心して働けるようになり、親と共に新たな現場を作り出し、再度常勤として勤務。

（２－３）修了生による仕事おこしの取り組み

①関内講座Ⅰ

修了生３名による生活総合支援（エアコン清掃、ハウスクリーニング、墓石清掃、遺品整理、ごみ屋敷等特殊清掃）を平成２３年４月より開始。

②鎌倉講座

修了生３名が片瀬海岸で民家を活用したデイサービス＋高齢者いきがいサロン＋有償移送サービスを平成２３年１２月に開所。

③戸塚講座

修了生＋老人福祉センター利用者によるデイサービス＋助け合い活動を平成２４年３月に開所。

④関内講座Ⅱ

フロンティアネットと合同で耕作放棄地を活用した若者・障害者就農、直売所、カフェ（米粉パン）を平成２４年４月に開所。

■協同労働による仕事おこしの流れ

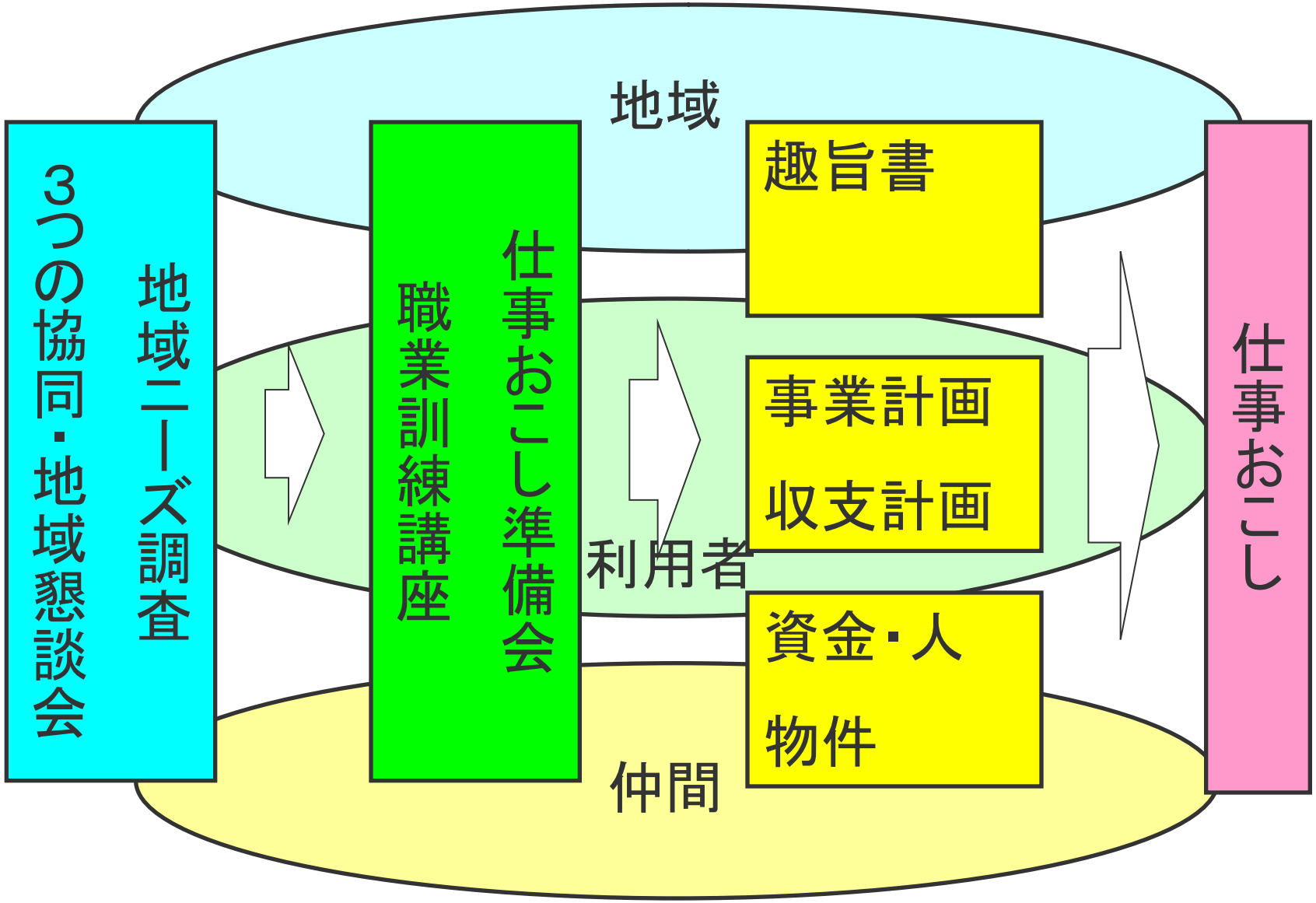

3、今後の展望と課題

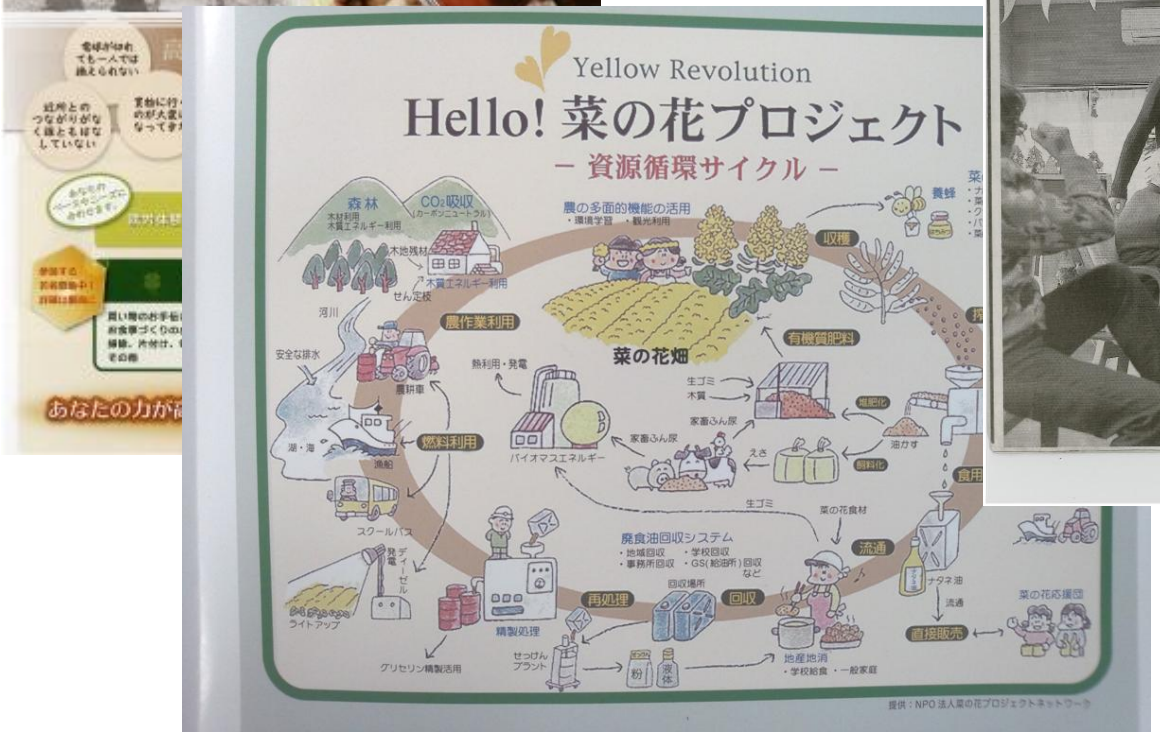

失業者仲間と起業

一歩先へ ⑦

デイサービス業　浜崎 寛之（40）

地域が必要とする

（３－１）制度と切り結んだ新しい挑戦

①新しい公共を活用した
「くらしのサポートプロジェクト」
就労困難な若者による高齢者を支える仕事おこし

②緊急雇用を活用した
「被災地における復興支援仕事おこし」
被災者と職業訓練を通じて被災地での仕事おこし

③この間の実践からの政策提言
「公的訓練・就労事業制度」の提案
期間限定公共事業で就労＋職業訓練・仕事おこし

完全就労社会・新しい福祉社会の創造へ　－３つの制度の確立を

被災地東北の復興・再生と新しい日本社会の創造のために

東京電力福島原子力発電所の破綻的事態を引き起こした東日本大震災は、我が国のこれまでの社会や経済、労働のあり様の脆弱さを露呈すると共に、これまでのエネルギー政策に対する反省と根本的な見直しを強く求めることになりました。

また、震災以前より、資本のグローバリゼーションと金融資本主義の危機の時代の中で、我が国は成長経済の行き詰まりと福祉国家の破綻的事態を迎えており、震災はあらためて高失業と雇用不安、孤立と疎外の「無縁社会」、貧困の連鎖と格差拡大を浮かび上がらせることになりました。

「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）を考える議員連盟」
発会式（2008年２月）

今日、日本社会は、大量生産・大量消費・大量廃棄の大工業社会からの根本的な転換が求められており、それは原発全廃と自然エネルギー政策への転換、地域コミュニティの再生と結んで、人間が生きることの本当の豊かさを問い、自然と共に生き、人と人の絆に支えられるような生活と地域、労働の新しいあり方―F（食・農）・E（環境）・C（ケア）を柱とする自給・循環型のコミュニティ経済―を、地域から無数につくり出していくことではないでしょうか。

私たちは、「働きたい」と願う誰もが安心して働ける社会―「完全就労社会」の創造、そしてその「働き」がコミュニティの再生と生命の循環に寄与しながら、ディーセントワークの実現へと向かう―労働の人間化と地域の人間的再生のための「新しい福祉社会」の創造に向けて、以下の３つの制度の確立を提起しています。

（1）「協同労働の協同組合法」の制定

2008年２月、国会において超党派の「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）を考える議員連盟」（220人超）が結成され、800超の地方議会の早期制定を求める意見書採択を受けて、『この法律は、組合員が協同で出資し、経営し、働く意志のある者による就労機会の自発的な創出を促進するとともに、地域社会の活性化に寄与し、もって働く意志のある者がその有する能力を有効に発揮できる社会の実現に資することを目的とする』（2010年４月14日、超党派議連総会）と明記され、現在、法制化の最終段階を迎えています。

（2）「コミュニティ事業支援条例」の制定

非営利・協同セクターによる「公共的社会サービス」を創造するコミュニティ事業の創出と事業者の発展を支援することを通して、コミュニティにおける就労の促進をめざす条例です。事業者協議会の設置と自治体の政策的支援を定めた条例案を提起しています。

（3）「公的訓練・就労事業制度」（仮称）の創設

コミュニティにおける新たな産業創出や従事する就労分野への変更を制度的に支える研修・訓練制度と、公的に就労保障する制度を組み合させた制度として提起しています。生活者・市民の「働く」「暮らす」「生きる」を社会的に支えながら、自立と連帯の力で社会的に居場所と仕事を創り出すことを基本に、地域における就労能力・生活能力、特に「仕事をおこす能力」を全面的に高めることに最も重要なテーマを置いています。

『協同で仕事をおこす―社会を変える生き方・働き方』（広井良典編著、日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会監修、コモンズより発売中）

■「公的訓練・就労事業制度」（仮称）の構想とイメージ

● 第１期事業

（1）生活の安定と緊急・臨時の就労・雇用を目的として、比較的単純な地域密着型の公共事業（国が予算化し地方自治体が事業を策定する）に、失業者等が一時的に就労する。

（2）就労期間は最長６カ月程度とし、その間に、キャリア・コンサルティング等の就労支援を通じて、コミュニティ経済・コミュニティ事業の具体的な就労内容について方向性を検討し、個別の「コミュニティ就労プラン」を定める。

（3）「コミュニティ就労プラン」に基づき、①就労開始、②職業訓練開始、③研修就労＋職業訓練併用（第２期事業）のいずれかへと進む。

（4）「職業訓練」は、既存の公共職業訓練・求職者支援法に基づく職業訓練、専門学校等の研修・学習等を活用し、必要に応じて「失業保険」「訓練・生活支援給付金」等を活用し、生活の安定を確保する。

● 第２期事業

「研修就労＋職業訓練併用」は、研修就労（月10日相当）と職業訓練（月10日相当）を並行して進め、研修就労は労働に応じた報酬を得、職業訓練時間に相当する「訓練・生活支援給付金」の支給を受けるか、日雇い雇用保険の活用等を通じて、生活の安定を確保する。なお、第２期事業は最長２年程度とする。

● 第２期事業終了後

コミュニティ就労への移行とコミュニティ事業の立ち上げを円滑に推進するために、地方自治体は重点分野雇用創造事業・ふるさと再生雇用創造事業等を活用し、積極的にこれを支援する。

● 発動期間

この制度は、社会的・経済的困難と失業の実態を勘案し、その発動期間を３～５年程度の有限のものとする。

● コミュニティ事業者協議会

（1）国や自治体は事業主体にならず、「コミュニティ事業者」が実施主体となる。地域には、「コミュニティ事業者協議会」を設置し、自治体との連携を積極的に図りながら制度を運用する。

（2）国は、コミュニティ就労・事業向け基金を創設し、その運用を地方自治体とコミュニティ協議会に委ねる。

● 就労者の収入

本制度での就労者の収入は、生活保護費の基準、最低賃金などの公正労働基準を基礎に勘案する。

■ 公的訓練・就労制度が発動する基本条件

（1）社会的・経済的な複合的原因・事情などによる失業者・不安定就労者の激増（就労可能な生活保護受給者の増大）。

（2）震災など激甚的災害による地域―生活基盤、雇用機会の喪失（自然災害や原発、大火などの原因による一定地域的事態をも含む）。

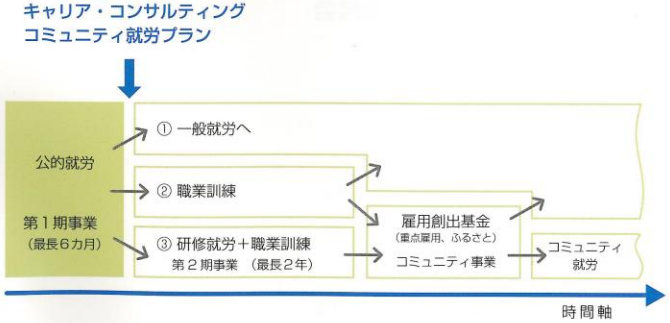

（３－２）Food Energy Care自給圏づくり

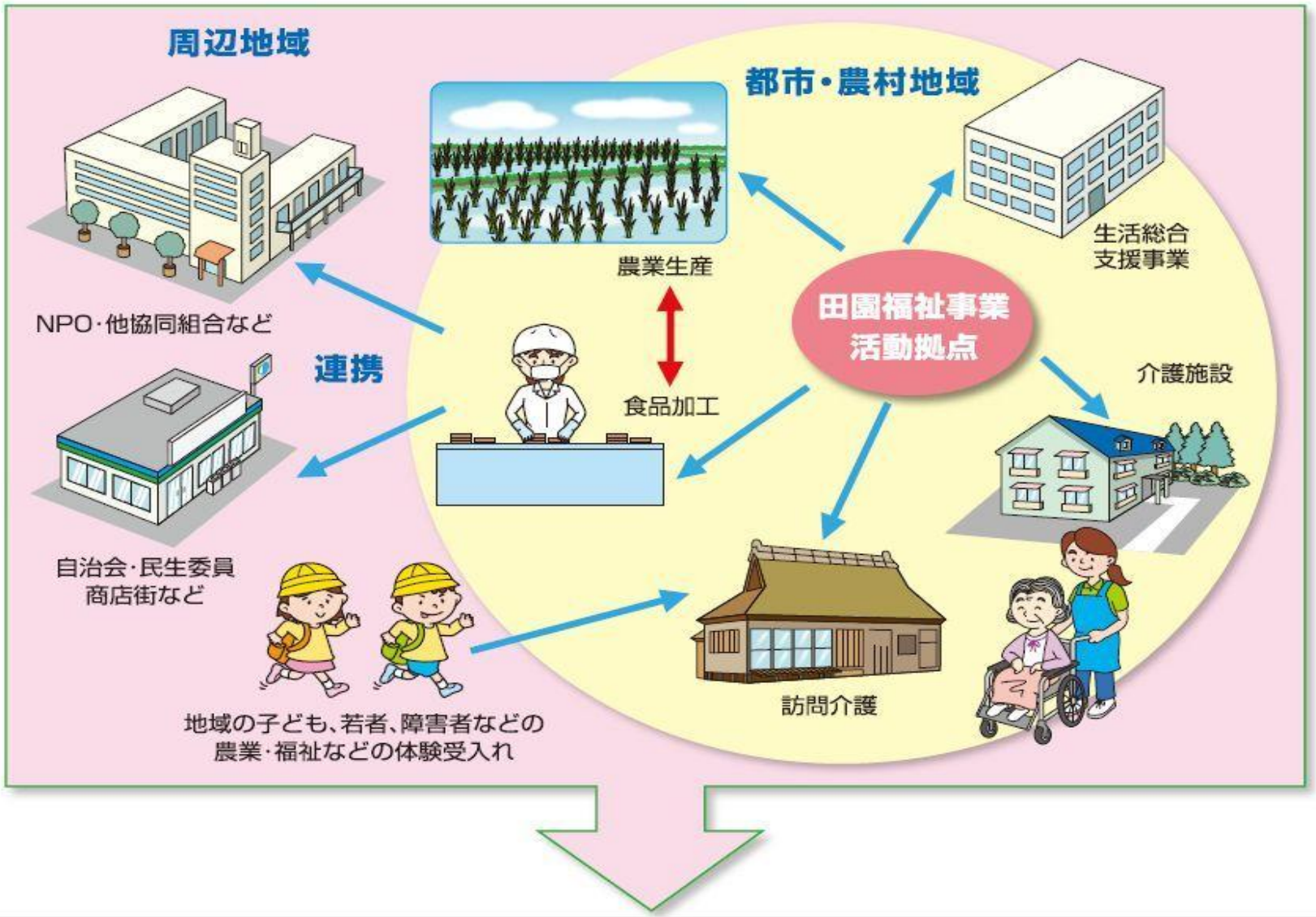

（３－３）社会連帯ネットワークによる仕事おこし

連帯の力で築こう
人の絆、地域の活力。

孤立・無縁社会が到来し、市民の生活はさまざまな不安に被われています。
超高齢化社会、少子化、核家族化、非正規労働者・失業者の増加など
一人ひとりの努力で解決できない問題が広がっています。
一般社団法人日本社会連帯機構はこうした問題を解決するために、
2010年に一般社団法人として法人格を取得しました。
東日本大震災からの復興と新しい日本社会の在り方が問われている今、
一人ひとりの市民がつながりあい、安心して暮らせる社会を
連帯の力で創造していきましょう。

一般社団法人日本社会連帯機構　代表理事　藤田　徹

地域を耕す 5つのケア

一般社団法人日本社会連帯機構では「ケア」とそれを支える「人づくり」をテーマに掲げ、地域課題の解決に向けて積極的に取り組んでいます。

働く
反失業・仕事おこし100万人ネットワーク」を展開し、協同労働による「仕事おこし」を進める。
就労相談　職業訓練　起業支援

高齢者・障がい者
困難を抱えた人の生活全般を支える活動をおこなう。
安否確認　買物サポート　配食

子育て
子育て中の親が気軽に集い、立ち寄れる場所とネットワークをつくる。
ホームサポート　寺小屋　親子広場

食・農・エネルギー
地域における食料・エネルギーの自給に向けた取り組みをおこなう。
食品加工　農業　自然エネルギー

仲間・生きがい・健康
いつまでも元気に過ごせるよう仲間づくりの場をつくる。
サロン　趣味活動　健康体操

こんな方々が参加しています

一般社団法人日本社会連帯機構は、
あなたの身近にいる
「何かをしたい」「地域で活動したい」人たちが参加し、
できることから取り組んでいます。

20～30代 雇用不安世代
アルバイトや就職活動を何度繰り返しても安心して働ける職につけない。
地域で地に足つけて、人に喜ばれる仕事をしたい。
仲間と共に助け合って働く職場を作りたい。

20～40代 子育て世代
育児、保育、教育などひとりで考えると不安になる。
同じ悩みを抱える親同士でつながり、相談したり、支え合いたい。

40～50代 働き盛り世代
仕事も充実し忙しいけれど、自分の住んでいる地域はどうなっているのか。
市民として少しでも地域に貢献できることがあれば関わりたい。

60～70代 定年世代
今までの仕事経験を活かして、これからは人や地域に役立つ活動がしたい。
ボランティアだけでなく、少しでも収入が得られる仕事がしたい。
第2の人生を自分らしく活動したい。

自治会、ボランティア、NPO団体
高齢化や新しい仲間が増えず自分たちだけでは今後の活動が継続できない。
ネットワークを結び、自分たちの活動を広げていきたい。

あなたの参加をお待ちしています。

みんなの「ケアと連帯」の心をつなぎ
被災地と日本社会の未来をつくる
アクションをはじめよう

復興再生市民ネットワークに あなたも!

東日本大震災 復興・再生義援金 募集!

2011年3月11日、1000年に1度といわれる大震災、津波、原発事故、風評被害と4重の苦しみが東日本大震災の被災地・被災者を襲っています。一般社団法人日本社会連帯機構では、3年間で10億円の基金をつくり、被災者の生活支援、被災地の復興支援(仕事おこし・まちづくり)を、「復興再生市民ネットワーク」の力で継続的に行います。多くのみなさまのご参加、ご支援をお願いいたします。

義援金振込口座

- ◆口座開設店　中央労働金庫　池袋支店
- ◆預金種目　普通預金
- ◆口座番号　3585032
- ◆口座名義　一般社団法人　日本社会連帯機構　義援金
- ◆依頼人名　お名前の後ろに「義援金」を追加して入力してください。
- ◆実施期間　2012年3月末日予定

※全国労働金庫各支店からの振込は振り込み手数料免除

社会連帯ネットワーク
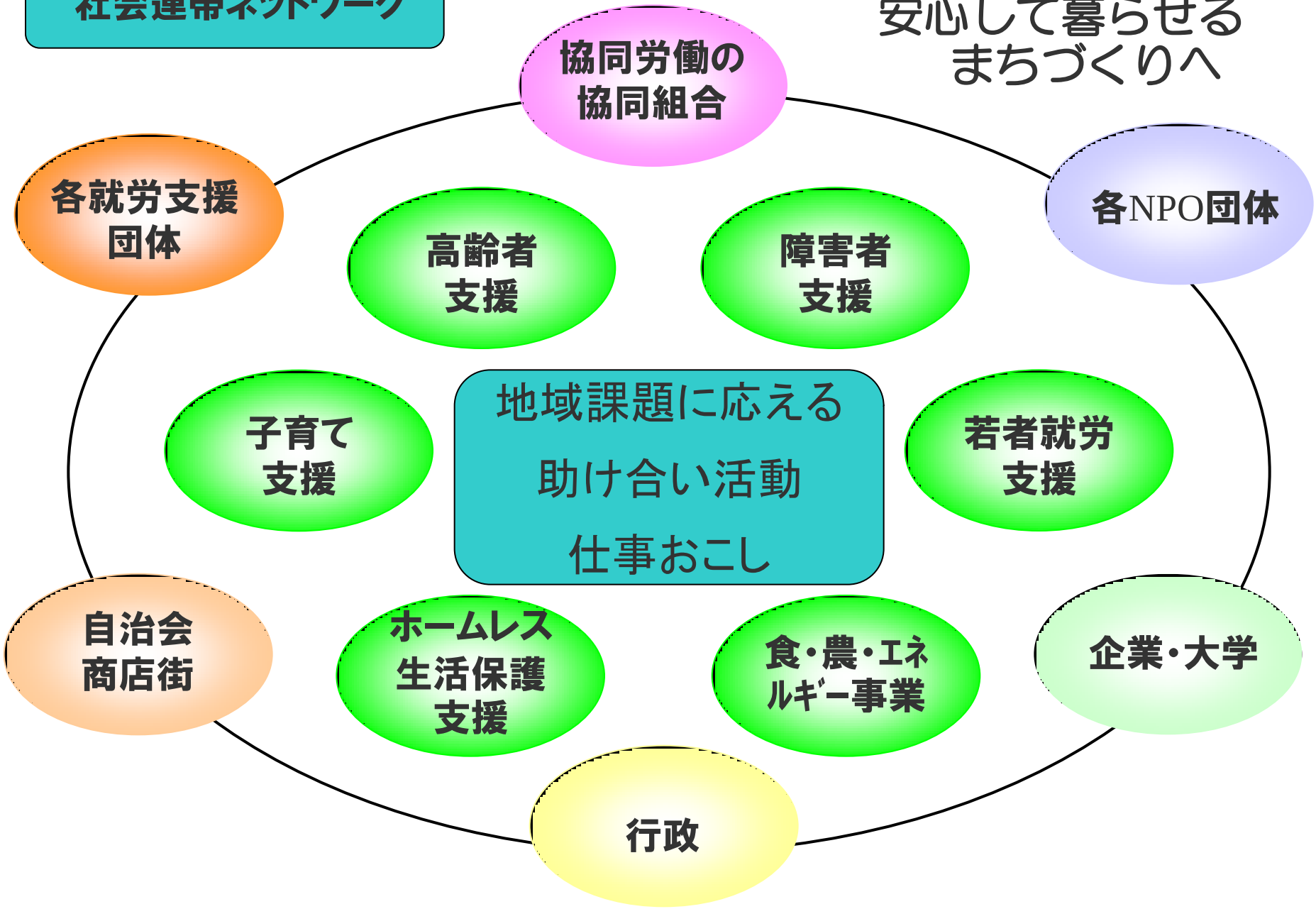
安心して暮らせる
まちづくりへ